議員提出議案第１号

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

令和６年３月１１日　提　出

守谷市議会
議長　寺田　文彦　様

提出者　　議会運営委員会
委員長　高橋　典久

令和　　年　　月　　日原案　　決

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第１条　守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例（昭和５３年守谷町条例第６号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「１００分の１６２．５」を「，６月に支給する場合には１００分の１６２．５，１２月に支給する場合には１００分の１７２．５」に改める。

第２条　守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「，６月に支給する場合には１００分の１６２．５，１２月に支給する場合には１００分の１７２．５」を「１００分の１６７．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は，公布の日から施行する。ただし，第２条の規定は，令和６年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は，令和５年４月１日から適用する。

（期末手当の内払）

第２条　改正後の条例の規定を適用する場合には，第１条の規定による改正前の守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は，改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由（議員提出議案第１号）

　提案の理由を申し上げます。
　本案は、人事院勧告に基づき国家公務員の期末手当の支給月数が引き上げられたことを踏まえ、市議会議員の期末手当の支給月数を引き上げるため、条例の一部を改正するものです。
　改正の内容は、議員の期末手当の支給月数を０．１０月分引き上げ、年間３．２５月分から３．３５月分とするものです。
　よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。